

新旧対照表（案）

○政党助成法の規定による都道府県提出文書の閲覧及び写しの交付に関する規程

新	旧
政党助成法の規定による<u>都道府県提出文書</u>の閲覧及び写しの交付に関する規程 （閲覧の請求） 第1条 政党助成法（平成6年法律第5号。<u>以下「法」という。</u>）第32条第5項の規定により<u>同条第3項に規定する都道府県提出文書（以下「都道府県提出文書」という。）</u>の閲覧をしようとする者は、閲覧簿（<u>第1号様式</u>）に所要事項を記載の上、神奈川県選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の書記長（以下「書記長」という。）の承認を受けなければならない。 （閲覧の場所及び時間） 第2条 <u>都道府県提出文書</u>の閲覧は、委員会の事務を行う場所又は委員会が指定する場所で、執務時間中にしなければならない。 （閲覧の方法） 第3条 <u>都道府県提出文書</u>は、前条に規定する場所以外に持ち出すことはできない。 2 <u>都道府県提出文書</u>は、丁寧に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。 3 （略）	政党助成法の規定による<u>報告書等</u>の閲覧に関する規程 （閲覧の請求） 第1条 政党助成法（平成6年法律第5号）第32条第5項の規定により<u>支部報告書、支部総括文書又は監査意見書（以下「支部報告書等」という。）</u>の閲覧をしようとする者は、閲覧簿（<u>別記様式</u>）に所要事項を記載の上、神奈川県選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の書記長（以下「書記長」という。）の承認を受けなければならない。 （閲覧の場所及び時間） 第2条 <u>支部報告書等</u>の閲覧は、委員会の事務を行う場所又は委員会が指定する場所で、執務時間中にしなければならない。 （閲覧の方法） 第3条 <u>支部報告書等</u>は、前条に規定する場所以外に持ち出すことはできない。 2 <u>支部報告書等</u>は、丁寧に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。 3 （略）
<u>（写しの交付の請求等）</u> 第4条 <u>法第32条第5項の規定により、都道府県提出文書の写しの交付を請求しようとする者（以下「請求者」という。）は、都道府県提出文書の写しの交付請求書（第2号様式。以下「請求書」という。）に所要事項を記載の上、それを委員会に提出しなければならない。</u> 2 <u>委員会は、請求書に形式上の不備があると認めるときは、請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、委員会は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。</u> 3 <u>委員会は、法第32条第5項の規定による請求を受けたときは、当該請求があった日から起算して15日以内に、当該請求に係る都道府県提出文書の写しを、交付するものとする。ただし、前項の規定により補正を求めた場合に</u>	（新規）

新	旧
<u>つては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</u> <u>4 前項の規定にかかわらず、委員会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を45日以内に限り延長することができる。この場合において、委員会は、請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を都道府県提出文書の写しの交付期間延長通知書（第3号様式）により通知しなければならない。</u> <u>5 法第32条第5項の規定による請求に係る都道府県提出文書が著しく大量であるため、当該請求があった日から起算して60日以内にそのすべてについて第3項の規定による交付をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、委員会は、当該請求に係る都道府県提出文書のうちの相当の部分につき当該期間内に第3項の規定による交付をし、残りの都道府県提出文書については相当の期間内に同項の規定による交付をすれば足りる。この場合において、委員会は同項で規定する期間内に、請求者に対し、都道府県提出文書の写しの交付期間特例延長通知書（第4号様式）により通知しなければならない。</u>	

新			旧		
第 1 号様式（閲覧簿）（第 1 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）			別記様式（閲覧簿）（第 1 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）		
閱 覧 簿			閱 覧 簿		
閱 覧 年 月 日		年 月 日	閱 覧 年 月 日		年 月 日
閱 覧 請 求 者	住 所		閱 覧 請 求 者	住 所	
	氏 名			氏 名	
閲覧しようとする都道府県提出文書名			閲覧しようとする支部報告書等名		

新	旧									
第 2 号様式（第 4 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）										
都道府県提出文書の写しの交付請求書 年 月 日 神奈川県選挙管理委員会委員長殿 郵便番号 住 所 氏 名 電話番号 （法人その他の団体にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名） 政党助成法の規定による都道府県提出文書の閲覧及び写しの交付に関する規程第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり請求します。 <table><tbody><tr><td>政党の支部の名称並びに都道府県提出文書に係る収入及び支出がされた年</td><td></td></tr><tr><td>求める写しの方法</td><td> ☐用紙（日本産業規格A列4番）に複写したもの ☐電磁的記録を光ディスクに複写したもの </td></tr><tr><td>求める写しの交付方法</td><td> ☐郵送 ☐窓口 </td></tr><tr><td>備 考</td><td></td></tr></tbody></table> 備考1 ☐のある欄には、該当する☐内に△印を記入してください。 2 光ディスクによる交付は、CD-R又はDVD-Rのいずれかとなりますので、希望がある場合は備考欄にその旨記載してください。なお、記載（希望）がない場合は、電磁的記録の容量に応じた媒体で交付します。		政党の支部の名称並びに都道府県提出文書に係る収入及び支出がされた年		求める写しの方法	☐用紙（日本産業規格A列4番）に複写したもの ☐電磁的記録を光ディスクに複写したもの	求める写しの交付方法	☐郵送 ☐窓口	備 考		(新規)
政党の支部の名称並びに都道府県提出文書に係る収入及び支出がされた年										
求める写しの方法	☐用紙（日本産業規格A列4番）に複写したもの ☐電磁的記録を光ディスクに複写したもの									
求める写しの交付方法	☐郵送 ☐窓口									
備 考										

新	旧								
第3号様式（第4条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）	（新規）								
都道府県提出文書の写しの交付期間延長通知書 年 月 日 様 神奈川県選挙管理委員会委員長 閣下 年 月 日に請求のありました都道府県提出文書の写しの交付については、政党助成法の規定による都道府県提出文書の閲覧及び写しの交付に関する規程第4条第4項の規定により、次のとおり交付期間を延長します。 <table><tbody><tr><td>政党の支部の名称並びに 都道府県提出文書に係る 収入及び支出がされた年</td><td></td></tr><tr><td>交付期間を延長した後の 交 付 を 行 う 期 間</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>交付期間を延長する理由</td><td></td></tr><tr><td>連 絡 先 等</td><td>神奈川県選挙管理委員会 電話番号 内線</td></tr></tbody></table>	政党の支部の名称並びに 都道府県提出文書に係る 収入及び支出がされた年		交付期間を延長した後の 交 付 を 行 う 期 間	年 月 日	交付期間を延長する理由		連 絡 先 等	神奈川県選挙管理委員会 電話番号 内線	
政党の支部の名称並びに 都道府県提出文書に係る 収入及び支出がされた年									
交付期間を延長した後の 交 付 を 行 う 期 間	年 月 日								
交付期間を延長する理由									
連 絡 先 等	神奈川県選挙管理委員会 電話番号 内線								

新	旧										
第 4 号様式（第 4 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）											
都道府県提出文書の写しの交付期間特例延長通知書 年 月 日 様 神奈川県選挙管理委員会委員長 閣下 年 月 日に請求のありました都道府県提出文書の写しの交付については、政党助成法の規定による都道府県提出文書の閲覧及び写しの交付に関する規程第 4 条第 5 項により、請求があった日から起算して 60 日以内に都道府県提出文書の相当の部分について交付を行い、残りの都道府県提出文書については、相当の期間内に交付を行いますので、次のとおり通知します。 <table><tbody><tr><td>政党の支部の名称並びに都道府県提出文書に係る収入及び支出がされた年</td><td></td></tr><tr><td>60 日以内に都道府県提出文書の写しのすべてについて交付を行うことができない理由</td><td></td></tr><tr><td>都道府県提出文書の写しの交付を行う期限</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>残りの都道府県提出文書の写しについて交付を行う期限</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>連絡先等</td><td>神奈川県選挙管理委員会 電話番号 内線</td></tr></tbody></table>		政党の支部の名称並びに都道府県提出文書に係る収入及び支出がされた年		60 日以内に都道府県提出文書の写しのすべてについて交付を行うことができない理由		都道府県提出文書の写しの交付を行う期限	年 月 日	残りの都道府県提出文書の写しについて交付を行う期限	年 月 日	連絡先等	神奈川県選挙管理委員会 電話番号 内線
政党の支部の名称並びに都道府県提出文書に係る収入及び支出がされた年											
60 日以内に都道府県提出文書の写しのすべてについて交付を行うことができない理由											
都道府県提出文書の写しの交付を行う期限	年 月 日										
残りの都道府県提出文書の写しについて交付を行う期限	年 月 日										
連絡先等	神奈川県選挙管理委員会 電話番号 内線										